



埼玉県報

第2178号

平成22年4月27日

火曜日

目次

規則

- [職員の任用に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令\(みどり再生課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [介護保険法に基づく指定の効力停止\(高齢介護課\)](#)
- [美児沢用水土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)

- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [一般国道百四十号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道百二十五号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成二十二年度埼玉県職員採用上級試験等の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成二十二年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成二十二年度埼玉県職員採用初級試験等の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成二十二年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成二十二年度埼玉県免許資格職職員採用試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成二十二年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成二十二年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示\(審査調整課\)](#)
- [コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示\(内水面漁場管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県流域下水道事業管理規程第三号目次中訂正\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業管理規程第十五号目次中訂正\(下水道管理課\)](#)

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則六 七三

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一）の一部を次のように改正する。

別表第一職員採用上級試験の項に次のように加える。

五 埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下この表において「下水道局職員給与規程」という。）別表第二に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職

別表第一職員採用初級試験の項に次のように加える。

五 下水道局職員給与規程別表第二に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）

別表第一民間企業等職務経験者職員採用試験の項に次のように加える。

四 下水道局職員給与規程別表第二に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職

別表第四埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の項の次に次のように加える。

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）	主査以上の職	主事又は技師以上の職
--------------------------------------	--------	------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉 県

埼玉県流域下水道事業訓令第2号

埼玉県教育委員会

本 庁

地 域 機 関

埼玉県下水道局

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月二十七日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令

埼 玉 県

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業

埼玉県教育委員会

訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「総合調整幹（本部長が指定するものに限る。）」を「特別参与」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人陽だまり
- 三 代表者の氏名
峯尾 信子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字的場一七六二番地三（県営川越的場団地五〇三号室）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害のある高齢者に対し、居宅介護支援事業を行い、心身共に豊かな高齢社会実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第六号及び第一百五
条の九第一項第九号の規定により指定の全部の効力を停止したので、同法第七十八
条第三号及び第百十五条の十第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社 P I C
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
東京都練馬区大泉学園七丁目十九番三十二号
- 三 事業所の名称
東京介護センター蓮田ステーション
- 四 事業所の所在地
埼玉県蓮田市西新宿四丁目五十五
- 五 介護保険事業所番号
一七五七〇〇四六五
- 六 サービスの種類
訪問介護及び介護予防訪問介護
- 七 指定の効力停止の内容
全部の効力停止
- 八 指定の効力停止の期間
平成二十二年五月一日から同年十月三十一日まで

告示

埼玉県告示第六百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美児沢用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	原田信次	児玉郡美里町大字下児玉一一二五番地一
同	吉田信解	本庄市本庄二丁目四番八号
同	小島進	深谷市宿根一四五六番地二
同	高橋實夫	児玉郡美里町大字関一二二二番地
同	櫻沢章雄	同 同 根木一二三番地
同	関根嶽之	同 同 南十条三四五番地
同	福島康	同 同 北十条三九番地
同	池田稔	本庄市児玉町吉田林二一四番地
同	久保久夫	深谷市榛沢一〇〇番地一
同	瓜田文雄	児玉郡美里町大字広木五一七番地
同	金井恒康	同 同 一三五四番地
同	田村栄二	深谷市沓掛四九番地一
同	宮部勝利	本庄市児玉町児玉一八〇九番地
同	山崎正則	児玉郡美里町大字阿那志一四四四番地一
同	根岸功	同 同 駒衣四二四番地
同	吉橋正男	同 同 二九五番地
同	戸井田久行	同 同 古郡五二一番地
同	神田和雄	同 同 小茂田二八二番地一
同	斉藤英夫	同 同 沼上六九一番地
同	関口博美	本庄市栗崎四九番地二
同	関根邦次郎	深谷市山崎一一〇番地
同	青木暉夫	同 後榛沢三四五番地
監事	小林亘	児玉郡美里町大字下児玉五一一二番地
同	分須泰雄	同 同 木部二二四番地二
同	新井孝男	深谷市榛沢一六三番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	原田 信次	児玉郡美里町大字下児玉一一二五番地一
同	吉田 信解	本庄市本庄二丁目四番八号
同	新井 家光	深谷市原郷三九七番地五
同	高橋 實夫	児玉郡美里町大字関一二二二番地
同	飯島 充	同 根木五五番地一
同	羽太 正美	同 南十条五三七番地
同	清水 正一	同 北十条七七二番地一
同	池田 稔	本庄市児玉町吉田林二一四番地
同	吉澤 一範	深谷市榛沢一八五番地
同	茂木 豊久	児玉郡美里町大字広木一一一番地
同	中兼 俊徳	同 同 一四四七番地
同	田村 栄二	深谷市沓掛四九番地一
同	永尾 辰夫	本庄市児玉町児玉二二三三六番地二
同	田島 忠重	児玉郡美里町大字阿那志二一八番地二
同	丸山 昭夫	同 同 駒衣四一八番地
同	角田 博一	同 同 一七一五番地
同	八須 一夫	同 同 古郡四二四番地
同	神田 和雄	同 同 小茂田二八二番地一
同	井沢 洋一	同 同 沼上二八二番地
同	小暮 清明	本庄市栗崎六六番地一
同	小林 敏夫	深谷市山崎一〇七番地
同	青木 曜夫	同 後榛沢三四五番地
監事	塚本 一太郎	児玉郡美里町大字下児玉八六二番地
同	小暮 喜一	同 同 木部四一〇番地
同	森下 修好	深谷市榛沢三三六番地一

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

平成二十一年埼玉県告示第四百六十四号で公示した公共測量(三級基準点測量)は、平成二十二年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である吉見町長新井保美から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

平成二十一年埼玉県告示第千二百七十四号で公示した公共測量（基本図作成）は、平成二十二年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である吉見町長新井保美から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

平成二十一年埼玉県告示第五百五十五号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十二年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所長瀬尾俊男から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

平成二十一年埼玉県告示第千二百七十三号で公示した公共測量（都市計画基本図等作成）は、平成二十二年三月二十六日終了した旨測量計画機関の長である戸田市長神保国男から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十八号

平成二十一年埼玉県告示第八百三十二号で公示した公共測量（四級基準点設置・境界取付）は、平成二十二年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である戸田市長神保国男から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

平成二十一年埼玉県告示第六百四十一号で公示した公共測量(数値地形図修正)は、平成二十二年三月十二日終了した旨測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十号

平成二十一年埼玉県告示第九百二十九号で公示した公共測量（二・三級基準点測量（道路台帳作成））は、平成二十二年三月二十六日終了した旨測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

平成二十一年埼玉県告示第千五百五十六号で公示した公共測量（街区基準点復旧測量）は、平成二十二年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である朝霞市長富岡勝則から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

平成二十二年埼玉県告示第四百三十七号で公示した公共測量（三級基準点移転一点）は、平成二十二年三月二十九日終了した旨測量計画機関の長である戸田市長神保国男から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

平成二十一年埼玉県告示第五百五十七号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十二年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十四号

平成二十一年埼玉県告示第六十六号で公示した公共測量（デジタル撮影、数値地形図修正）は、平成二十二年二月二十六日終了した旨測量計画機関の長である杉戸町長古谷松雄から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

平成二十一年埼玉県告示第千四百三十七号で公示した公共測量（二級基準点測量・三級水準測量観測）は、平成二十二年三月二十六日終了した旨測量計画機関の長である人間市長木下博から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

平成二十一年埼玉県告示第千五百十二号で公示した公共測量（二級水準測量）は、平成二十二年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長田所正から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

平成二十二年埼玉県告示第五十号で公示した公共測量（数値地形図修正）は、平成二十二年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長田所正から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

平成二十一年埼玉県告示第六百五号で公示した公共測量（二級基準点 四点、三級基準点 三十六点）（道路台帳図等補正測量作業その二）は、平成二十二年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

平成二十一年埼玉県告示第千三百五十三号で公示した公共測量（三級基準点測量・四級基準点測量）は、平成二十二年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である上尾市町谷第一土地区画整理組合理事長内田武夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百六十号

平成二十一年埼玉県告示第八百三十号で公示した基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）は、平成二十二年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	秩父市荒川上田野字上下石原 六五番一地从先から同市荒川上 田野字上下石原七六番一地从先	区 間
一九・一〇	一〇・七〇	敷地の幅員 (メートル)
一三六・六〇		延 長 (メートル)
	橋りよう架換工事に 伴う仮設道廃止	備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

<p>百二十五号</p>	<p>路線名</p>
<p>羽生市大字砂山字新田一一二五番二 地先から同市大字小松字悪戸一一番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年四月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一一七〇・ 〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年四月二十一日

指令越建セ第二一〇一八九一号

二 検査済証番号

平成二十二年四月二十一日

越建セ第三四 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字西条原字深戸一三七六 二、一三八六 六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町大字国納三〇八番地一 エクレール久喜宮代一〇八号

爲ヶ谷 幸夫

告 示

埼玉県人事委員会告示第一号

平成二十二年埼玉県職員採用上級試験及び平成二十二年埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

- (1) 平成22年度埼玉県職員採用上級試験
- (2) 平成22年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政	36人	<p>日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)</p> <p>地方公務員法第16条に該当しない者</p> <p>次に掲げる者</p> <p>(1) 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>(2) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成23年3月31日までに資格を取得する見込みの者</p>
	心理	2人	
	設備	13人	
	総合土木	13人	
	建築	7人	
	建築(警察)	1人	
	化学	8人	
	農業	1人	
	林業	1人	
福祉	11人		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		36人	

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	論文試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	(選択解答制)	(一般行政のみ 選択解答制)		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	(選択解答制)			

注 印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月27日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 (北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校 (蕨市)	7月6日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月12日(月)から14日(水)までのいずれか1日及び7月28日(水)から8月9日(月)までのいずれか1日(土曜日及び日曜日を除く。)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月26日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用上級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉縣市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成22年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として全職種とも191,316円である。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者であっても、当該資格を取得できなかった場合は、

採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成23年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成22年5月7日（金）から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

受付期間 郵送受付

5月17日（月）から5月28日（金）まで（期間内消印有効）

インターネット受付

5月17日（月）9時30分から5月24日（月）17時まで

持参受付

5月26日（水）から5月28日（金）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分

9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第二号

平成二十二年埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成22年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 17人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 次に掲げる者

ア 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

イ 平成元年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験（選択解答制）、専門試験（選択解答制）

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月27日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校 （蕨市）	7月6日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月12日（月）から14日（水）までのいずれか1日及び7月28日（水）から8月9日（月）までのいずれか1日（土曜日及び日曜日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月26日（木）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成22年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、191,316円である。

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

エ 採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成23年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成22年5月7日（金）から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

なお、郵送による場合（警察署に提出する場合は、持参に限る。）は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

受付期間 郵送受付

5月17日（月）から5月28日（金）まで（期間内消印有効）

インターネット受付

5月17日（月）9時30分から5月24日（月）17時まで

持参受付

5月17日（月）から5月28日（金）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第三号

平成二十二年度埼玉県職員採用初級試験及び平成二十二年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

- (1) 平成22年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成22年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	3人	日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) 地方公務員法第16条に該当しない者 平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(学歴不問)
	設備	1人	
	総合土木	1人	
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		11人	

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験 (一般事務)				
埼玉県職員採用初級試験 (技術関係職種)				
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験				

注 印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月26日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市) 埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月6日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月14日(木)及び10月26日(火)から10月28日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書		11月25日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

	で通知する。	
--	--------	--

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成22年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、原則として全職種とも154,615円である。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成23年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成22年5月7日（金）から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

受付期間 郵送受付

8月16日（月）から8月27日（金）まで（期間内消印有効）

インターネット受付

8月16日(月)9時30分から8月23日(月)17時まで

持参受付

8月25日(水)から8月27日(金)までの

8時30分～12時及び13時～17時15分

9 その他

- (1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字(身体障害者手帳を有する者に限る。)による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話 048-822-8181)に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第四号

平成二十二年 度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十二年 四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成22年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 5人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月26日（日）	埼玉県立大宮高等学校 （さいたま市） 埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市）	10月6日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月14日（木）及び10月26日（火）から10月28日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月25日（木）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成22年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、154,615円である。

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

エ 採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成23年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成22年5月7日（金）から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

なお、郵送による場合（警察署に提出する場合は、持参に限る。）は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

受付期間 郵送受付

8月16日（月）から8月27日（金）まで（期間内消印有効）

インターネット受付

8月16日（月）9時30分から8月23日（月）17時まで

持参受付

8月16日（月）から8月27日（金）までの

8時30分～12時及び13時～17時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第五号

平成二十二年 度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十二年 四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成22年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
薬剤師	10人	<p>地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通)</p> <p>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成23年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和55年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
獣医師	3人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成23年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和55年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	3人	<p>次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成23年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者</p>

保健師 (警察)	1人	(2) 平成2年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
栄養士	11人	昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は平成23年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)

3 試験の方法

(1) 薬剤師、獣医師及び保健師

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験(選択解答制)

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

(2) 栄養士

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験、専門試験

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

(1) 薬剤師、獣医師及び保健師

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月27日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 (北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校 (蕨市)	7月6日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月12日(月)から14日(水)までのいずれか1日及び7月28日(水)から8月9日(月)までのいずれか1日(土曜日及び日曜日を除く。)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月26日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

(2) 栄養士

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月26日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市) 埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月6日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月14日(木)及び10月26日(火)から10月28日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月25日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 平成22年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として下表のとおりである。

職 種	給 与
薬 剤 師	197,415円
獣 医 師	218,280円
保 健 師	221,383円
栄 養 士	174,624円

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成23年4月1日である。

8 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成22年5月7日（金）から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

職 種	受 付 期 間
薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師	郵送受付 5月17日（月）から5月28日（金）まで（期間内消印有効） インターネット受付 5月17日（月）9時30分から5月24日（月）17時まで 持参受付 5月26日（水）から5月28日（金）までの 8時30分～12時及び13時～17時15分
栄 養 士	郵送受付 8月16日（月）から8月27日（金）まで（期間内消印有効） インターネット受付 8月16日（月）9時30分から8月23日（月）17時まで 持参受付 8月25日（水）から8月27日（金）までの 8時30分～12時及び13時～17時15分

9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第六号

平成二十二年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成22年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

一般行政 2人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 昭和26年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかのもの

ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（平成22年7月末日現在）有する者

イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（平成22年7月末日現在）有する者

ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（平成22年7月末日現在）有する者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験、論文試験

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

(3) 第3次試験 人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月26日（日）	埼玉県立浦和西高等学校 （さいたま市） 埼玉県立大宮高等学校 （さいたま市）	10月19日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関及び浦和合同庁舎1階の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月31日（日）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月16日（火）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第3次	11月28日（日）に、さいたま市内で行う。		12月9日（木）に第1次試験及び第2次試験の合格発表と

試 験	詳しくは、第2次試験合格者に文書で通知する。	同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
-----	------------------------	----------------------------

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢29歳で、民間企業等の職務経験が7年である場合
252,627円(地域手当を含む。)

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成23年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成22年7月5日(月)から配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、下記により埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

なお、郵送による場合は、特定記録又は簡易書留にすること。

記

受付期間 郵送受付

8月16日(月)から8月27日(金)まで(期間内消印有効)

インターネット受付

8月16日(月)9時30分から8月23日(月)17時まで

持参受付

8月25日(水)から8月27日(金)までの
8時30分～12時及び13時～17時15分

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 電話048-822-8181)に行うこと。

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十二年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

氏 名	現 職	主 要 経 歴
馬橋 隆紀	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会会長
古川 陽二	大東文化大学法学部教授、 埼玉県労働委員会公益委員	大東文化大学法学部長
伊藤 一枝	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県公害審査会会長
満木 祐子	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県男女共同参画苦情処理委員(現職)
大原 薫	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県国体・国際スポーツ大会局長
竹花 康雄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会顧問、 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会事務局長
中澤 範夫	情報産業労働組合連合会埼玉県協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	NTT労働組合北関東総支部執行委員長 (現職)
小野寺義成	本田技研労働組合副中央執行委員長、 埼玉県労働委員会労働者委員	全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉 地方協議会議長(現職)
柴田 泰彦	埼玉県労働組合連合会事務局長、 埼玉県労働委員会労働者委員	新座市教職員組合副委員長
宮本 重雄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長、 埼玉県労働委員会労働者委員	電機連合埼玉地方協議会事務局長
藤間 憲一	株式会社オキナヤ代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員	熊谷商工会議所副会頭(現職)
鹿島 利友	株式会社鹿島技研代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合理事
坂田 秋雄	坂田自動車工業株式会社代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員	岡部商工会会長(現職)
北風 良雄	埼玉県労働委員会使用者委員	ボッシュ株式会社執行役員人事部門長
三國 雅裕	社団法人埼玉県経営者協会専務理事、 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉銀行本店営業部次長
田中 寿	埼玉県労働委員会事務局長	埼玉県教育局教育総務部副部長
佐藤ひさ子	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整課長	埼玉県県民生活部文化振興課長
畠中 章紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	埼玉県人事委員会事務局任用審査課主幹
赤松 隆裕	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	埼玉県環境部環境政策課主幹
持田 正美	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県保健医療部健康づくり支援課主査
内田 雅彦	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県総務部文書課主査
浅見 淳二	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県議会事務局議事課主査
弥勒寺 学	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県議会事務局政策調査課主査

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 祥 匡

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成二十二年四月二十八日から平成二十三年四月二十七日まで

正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号(平成二十二年三月三十日第二千七百七十号)

目次(中訂正)

ページ 種別

一 管理規程 上から三

誤

埼玉県下水道局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(下水道課)

正

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(下水道課)

正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第十五号（平成二十二年三月三十日第二千百七十号）目次中訂正

ページ 種別

一 管理規程 上から十五

誤

埼玉県下水道局の職務発明等に関する規程（下水道課）

正

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程（下水道課）